

陳 情 文 書 表

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	陳情第177号（8.2.5） 日用品による健康被害（香害）への対策を求める陳情
陳 情 の 要 旨	1. 市内全ての学校において、毎年4月に行われる健康診断の問診票に、香害及び化学物質過敏症に関する質問事項を追加すること
陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市中央区 山 内 淳 子
送 付 委 員 会	教育こども委員会

令和 8 年 2 月 5 日

神戸市会議長 殿

(住所) 神戸市中央区

(氏名)

(電話番号)

山内 湛子

日用品による健康被害（香害）への対策を求める陳情

【陳情趣旨】

近年の、他者が使用する香りや抗菌消臭等の成分が持続する、合成洗剤や柔軟剤・芳香剤・除菌消臭剤などの「成分」に起因する健康被害（頭痛・湿疹・喘息等）により、窓を開け換気することや外出も難しく、日常生活に耐え難い苦痛と制限が生じています。

「香害」とも言われ社会問題にもなっていますが、香害により医療に辿りつけず、災害時の避難も難しく、現在香害の影響で住居を失いかねない状況に追い込まれています。

これは人権侵害ではないでしょうか。

神戸市でも HP やポスター、化学物質過敏症啓発デーなどで化学物質過敏症（香害）について啓発いただいているが、周囲の理解を得るのが難しく、当事者を取り巻く環境は悪化の一途です。

日本臨床環境医学会と室内環境学会の環境過敏症分科会が実施した『子どもの「香害」と環境過敏症状に関する全国調査の中間報告』でも、小・中学生の 10.1%が香害による体調不良を経験と回答しています。

以上の理由から、以下の事項について陳情いたします。

【陳情事項】

1. 香害による健康被害や日常生活に支障をきたす人々への社会における理解が未だ十分に進んでいないことから、香害問題について神戸市会及び神戸市公的機関への周知と、市民へより一層の啓発に努めること
2. 香害被害の相談を受け入れる体制整備を更に推進すること
3. 市内全ての医療機関において、誤解や診察拒否を防ぐため香害及び香害により引き起こされる健康被害（化学物質過敏症）についての周知啓発を徹底すること
4. 市内全ての公立病院において、化学物質過敏症の診断と診断書の発行を可能にすること
5. 市内全ての学校において、毎年 4 月に行われる健康診断の問診票に、香害及び化学物質過敏症に関する質問事項を追加すること
6. 神戸市でも「神戸市ネットモニター」等を利用した市民への実態調査を速やかに行い、関係企業や国に対し被害の声を届けること

福祉環境委員会所管分は
陳情第 176 号

教育こども委員会所管分は
陳情第 177 号